

「川崎市子どもを虐待から守る条例」に基づく年次報告書を作成しました

川崎市は、平成 25 年 4 月 1 日から施行した川崎市子どもを虐待から守る条例第 21 条に基づき、令和 7 年度の市内における虐待の発生状況等を取りまとめた年次報告書を作成しました。

令和 7 年度は、虐待相談・通告件数が対前年度比で 6.2% の増加となったほか、児童虐待防止等の子育て施策の取組については、ほぼ目標どおり達成しました。

1 年次報告書の概要

(1) 児童虐待相談・通告の状況

令和 8 年 5 月に公表した令和 7 年度の児童相談所及び区役所における児童虐待相談・通告件数に基づく状況等を記載しています。

令和 7 年度における市全体での相談・通告件数は、6,303 件、対前年度比 6.2% の増加となっております。

(2) 児童虐待防止等の子育て施策の取組について

「第 2 期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、妊娠期からの子育て期までの切れ目ない支援の実施や、保健・医療・警察・司法などの関係機関との連携強化を通じた専門的支援の充実等により、児童家庭支援（予防）と児童虐待対策（介入）を推進しております。

令和 7 年度における成果・実施状況については、ほぼ目標どおり達成していますが、増加する児童虐待相談・通告件数への対応として、引き続き区役所と児童相談所双方が専門機関としての機能を発揮し、連携した支援の強化を更に進めます。

(3) 規格

A4 判・30 ページ

2 閲覧場所等

(1) 川崎市ホームページ

URL : <https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000050817.html>

(2) 8 月 26 日(水)（予定）から各区役所、支所、出張所、図書館、かわさき情報プラザで閲覧可能です。 ※配布はしていません。

問合せ先

川崎市こども未来局

児童家庭支援・虐待対策室 坂口

電話 044-200-0084（内線 43801）